

# 医療費を助成しています

▶問合せ 住民課保険係 ☎ 25-3242

村内在住の健康保険加入者を対象に、医療費の一部負担金(1割から3割分)を助成する福祉医療制度を実施しています。制度の対象に該当し、申請・認定された方に助成しています。

## 対象者と受診のしかた

福祉医療制度の対象となる方(右表)は、福祉医療費受給資格者証の交付を受けることができます。対象となる方で手続きをしていない場合は役場で申請してください。医療機関の受診と助成の流れは県内、県外で異なります。

### ◆群馬県内の医療機関を受診する場合

福祉医療費受給資格者証と健康保険証をともに医療機関へ提示してください。入院や外来、調剤など診療を受けた際の自己負担額を助成します。保険が適用にならない治療や文書料、時間外料金などは対象外です。

### ◆県外医療機関を受診する場合

健康保険証を医療機関へ提示して、自己負担分を支払ってください。後日、領収書をお持ちになり役場で申請していただくことで福祉医療が負担する部分が支給されます。

## 適正受診にご協力ください

福祉医療制度は、健康保険証の適用による保険給付や他の医療費助成制度を補う制度です(右図)。安易な受診はしない、医療機関を転々としないなど、制度の安定的な運営のためご協力をお願いします。

### ◆学校や保育園では災害給付金が優先

学校や保育園などでケガをして受診するときは、それぞれで加入している日本スポーツ振興センター災害給付金が優先となり、福祉医療制度は適用できません。

### ◆他の医療費助成制度について

群馬県が指定する、自立支援医療・指定難病・小児慢性特定疾病などの医療費助成制度の受給が可能な場合は、そちらを優先して利用し、最終的な自己負担分があれば福祉医療で助成します。

## 重度心身障害者・高齢重度障害者の方へ

### ◆所得制限が設けられました

令和5年8月から所得の基準が設けられました。現在受給者の方で、前年所得が基準額を超えたときは、助成対象ではなくなります。制度の安定運営と公平性の確保にご理解ご協力をお願いします。

### ◆入院時の食事療養費の助成について

入院時に福祉医療費受給資格者証とともに、役場で申請した「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示した場合のみ、食事療養費の助成を受けることができます。(一定の所得があり、認定証の対象とならない方を除きます)



## 福祉医療制度の区分と対象者

### 子ども

0歳から高校卒業相当まで<sup>(※1)</sup>の子ども

### 重度心身障害者・高齢重度障害者<sup>(※2)</sup>

- ・身体障害者手帳1、2級の方
- ・療育手帳の判定がAの方
- ・障害年金1級の方
- ・特別児童扶養手当1級の方

### 母子家庭

高校卒業相当まで<sup>(※1)</sup>の子どもと、その母

### 父子家庭

高校卒業相当まで<sup>(※1)</sup>の子どもと、その父(ただし、所得税非課税者のみ)

### 父母のない児童

高校卒業相当まで<sup>(※1)</sup>の父母のない児童

(※1) 18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで

(※2) 4月1日生まれは18歳の誕生日前日まで

4月1日生まれは18歳の誕生日前日まで

(※2) 後期高齢者医療の被保険者

## 保険給付と福祉医療制度の適用

### 健康保険証



### 福祉医療費 受給資格者証(ピンク色)



他の医療費助成制度…自立支援医療、特定医療費、小児慢性特定疾病医療、日本スポーツ振興センター災害共済給付(学校・保育園)など

## 高校生世代の 受給者の皆さんへ



16歳から18歳までの高校生世代の方も福祉医療制度の対象となっています。令和5年4月以降の医療機関の領収書をお持ちの方は、お早目に役場で支給の申請をしてください。